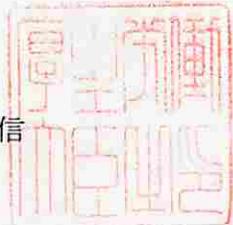


厚生労働省発基 1030 第 15 号
平成 29 年 10 月 30 日

行政文書不開示決定通知書

林弘法律事務所
山中 理司 様

厚生労働大臣 加藤 勝信



平成 29 年 10 月 16 日付けの行政文書の開示請求（同月 18 日受付、開第 2902 号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定とした行政文書の名称

「景品表示法違反を理由とする社会保険労務士に対する懲戒処分書（過去 5 年分）」

2 不開示とした理由

上記 1 の文書については、事務処理上作成した事実ではなく、実際に保有していないため、不開示とした。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定があつたことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなることにご注意ください。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があつたことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所、処分庁管轄地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（決定があつたことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなることにご注意ください。）。

3 担当課等：厚生労働省労働基準局監督課社会保険労務士係

TEL: 03-5253-1111 (内線 5161)